

福山市納税通知書発送用封筒広告掲載に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市納税通知書発送用封筒への広告の掲載に関して、福山市広告事業実施要綱（2012年（平成24年）12月18日施行。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福山市納税通知書発送用封筒

福山市企画財政局税務部市民税課及び資産税課が納税通知書を発送するための封筒で、次に掲げるものをいう。

ア 市・県民税普通徴収納税通知書発送用封筒

イ 固定資産税・都市計画税納税通知書発送用封筒

ウ 軽自動車税種別割納税通知書発送用封筒

(2) 広告主

納税通知書発送用封筒に広告の掲載を行う者をいう。

(3) 広告取扱者

広告主の募集・決定、広告の原稿の事前確認、広告の原稿の提出及び広告主との調整等、広告の掲載に関し必要な業務を行う事業者をいう。

(広告の掲載の基準)

第3条 広告主及び広告の内容の基準は、実施要綱及び福山市広告掲載基準（2012年（平成24年）12月18日制定。以下「市基準」という。）に定めるところによる。

2 広告取扱者は、広告の内容の審査のための必要な基準と審査体制を有すること。

3 前項の審査基準は、実施要綱第4条及び市基準と同等とすること。

4 本市の区域内に営業拠点を持つ企業又は事業者等の広告を優先すること。

(募集及び申込方法)

第4条 募集及び申込に関する方法は、福山市納税通知書発送用封筒広告掲載に係る募集要項（以下「募集要項」という。）で定める。

(広告取扱者の決定)

第5条 市長は、申込があったときは、納税通知書発送用封筒に掲載する広告の広告取扱者として適当であると認められた者を対象に入札等を実施し、当該入札等に係る金額が予定価格以上かつ最も高額な者を広告取扱者として決定する。

2 最も高額な金額を提示した者が2者以上の場合は、くじにより決定するものとする。

3 広告取扱者は、自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。

(契約の締結)

第6条 市長は、前条の規定により決定した広告取扱者と納税通知書発送用封筒の広告の掲載に関し、契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告取扱者は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

2 広告の掲載期間が複数年度になる場合、広告掲載料の納付は年度ごとに分割して納付するものとし、当該年度分の納付額は、市長が広告掲載料を当該年度内の発送予定数を広告の掲載期間の発送予定総数で按分して算出する。

(広告の提出)

第8条 広告取扱者は、募集要項に指定する規格及び期間で、広告を掲載するものとする。

2 広告の原稿は、広告主又は広告取扱者の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告の原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主又は広告取扱者において著作権肖像権等の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主又は広告取扱者の負担とするものとする。

(広告の掲載の留意事項)

第9条 広告取扱者は、広告主の募集に当たっては、自らが広告の募集者であることを明らかにして、市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないように努めなければならない。

2 広告取扱者は、広告の募集、審査、選定及び掲載並びに掲載した広告に係る苦情の対応を行わなければならない。

3 広告主及び広告の内容については、広告取扱者が審査のうえ、決定するものとする。

(広告の掲載の決定の取消し)

第10条 市長は、広告取扱者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該広告取扱者の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 広告取扱者が、広告掲載料の納付期日までに広告の掲載を辞退したとき。

(3) その他、広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取消したときは、広告取扱者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しにより生じた広告取扱者の損害について、市は賠償しない。

(広告掲載料の返還)

第11条 前条の規定により、広告の掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告の掲載が決定した後、市の業務上やむを得ない事由が生じ、広告の掲載を中止したときは、この限りではない。

(広告取扱者の責務)

第12条 本事業に当たっては、広告取扱者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはない。
- (2) 本事業により、市又は第三者に損害を与えたときは、広告取扱者の責任でその損害を賠償しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りではない。
- (3) 事業の実施に係る権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年（令和元年）8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月16日から施行する。